

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																													
千住介護福祉専門学校		平成20年1月24日		竹森 正孝		〒 120-0036 (住所) 東京都足立区千住仲町14-4 (電話) 03-5244-6825																													
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																													
学校法人東都医療福祉学院		平成20年1月24日		宮崎 康		〒 120-0036 (住所) 東京都足立区千住仲町14-4 (電話) 03-5244-6825																													
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																														
教育・社会福祉	社会福祉専門課程	介護福祉学科	平成21(2009)年度	-	-																														
学科の目的	学校教育法並びに社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、よりよい生き方のサポート役ができる資質の高いケアの提供、また、福祉に対する深い知識と実践的な介護技術を身につけた地域及び社会福祉の増進に貢献する介護福祉士を育成することを目的とする。																																		
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	主な教育内容: 人間の尊厳を守り、1人ひとりの願いを実現する介護福祉士には、豊かな人間性が求められます。人間や社会を学びながら、コミュニケーションや生活支援などの実践的な技術を習得するための教育を行っています。 取得可能な資格: 介護福祉士(国家試験受験資格)																																		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																												
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 2,075 単位時間 単位	848 単位時間 単位	755 単位時間 単位	472 単位時間 単位	- 単位時間 単位	- 単位時間 単位																												
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																															
80 人	47 人	35 人	68 %	6 %																															
就職等の状況	■卒業者数(C) : 9 人 ■就職希望者数(D) : 9 人 ■就職者数(E) : 9 人 ■地元就職者数(F) : 7 人 ■就職率(E/D) : 100% ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 78% ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 100% ■進学者数 : 0 人 ■その他 : - (令和 5 年度卒業者にに関する令和 6 年 5 月 1 日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 介護保険施設、居宅サービス事業所等(共生型事業所、基準該当事業所を含む。) ■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 無 評価団体: 受寄年月: 評価結果を掲載したホームページURL																																		
当該学科のホームページURL	http://senju-kaigo.jp/gakka/																																		
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定) <table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>2,075 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>472 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>120 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>592 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>472 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>120 単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>0 単位時間</td> </tr> </table> (B: 単位数による算定) <table border="1"> <tr> <td>総単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち必修単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td> <td>単位</td> </tr> </table>							総授業時数	2,075 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	472 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	120 単位時間	うち必修授業時数	592 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	472 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	120 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間	総単位数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した演習の単位数	単位	うち必修単位数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位
総授業時数	2,075 単位時間																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	472 単位時間																																		
うち企業等と連携した演習の授業時数	120 単位時間																																		
うち必修授業時数	592 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	472 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	120 単位時間																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																		
総単位数	単位																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位																																		
うち企業等と連携した演習の単位数	単位																																		
うち必修単位数	単位																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位																																		
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位																																		
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを遡算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4 人</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td>4 人</td> </tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを遡算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1 人	計	4 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	4 人														
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを遡算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1 人																																		
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人																																		
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																		
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																																		
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1 人																																		
計	4 人																																		
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	4 人																																		

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
専門性に関する動向や地域産業振興の方向性等についての意見交換等を通じて、より実践的な職業教育の質を確保することを方針とする。
[審議事項]
(1)介護業界における人材の専門性の動向
(2)介護に関する職業教育の方向性
(3)介護業務に必要な最新の知識・技術・技能
(4)その他、教育課程の編成に関連する事項

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記
教育課程の編成において、企業・業界団体等の意見を活かし、必要となる最新の知識、技術を反映するための連携体制を確立するため、教育課程編成委員会を置く。
教育過程編成委員会は、校長の下に置く。カリキュラム編成は、委員会の指摘や議論を踏まえて、教職員会議が審議し、校長が決定する。
[委員会委員]
学校長及び学校長が指名する教員の他、介護分野に関する企業等の役職員から広く選任するものとし、少なくとも以下の①又は②から1名、③から1名を委員に加え、5名以上とする。
① 業界全体の動向や地域の医療・福祉に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体の役職員
② 介護分野に関する学会や学術機関等の有識者
③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員
委員会の意見を踏まえ、毎年教員全体会議においてカリキュラムについて協議し、教育課程を編成する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年7月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
藤井 博之	社会福祉法人すこやか福祉会理事長、元日本福祉大学教授	2024年3月29日～2026年3月31日(2年)	②
漆原 沙織	医療法人財団健和会 らうんど千寿	2024年3月29日～2026年3月31日(2年)	③
竹森 正孝	学校法人東都医療福祉学院 千住介護福祉専門学校	2024年3月29日～2026年3月31日(2年)	—
宇留野 彩子	学校法人東都医療福祉学院 千住介護福祉専門学校	2024年3月29日～2026年3月31日(2年)	—
増子 大道	学校法人東都医療福祉学院 千住介護福祉専門学校	2024年3月29日～2026年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
②学会や学術機関等の有識者
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
(年間の開催数及び開催時期)
年2回 (3月、9月)
(開催日時(実績))
○2024年9月17日(火)16:00～17:30
○2025年3月27日(木)14:00～15:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況
※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

委員より「学校の取組みの毎年ブラッシュアップされて素晴らしい、現状維持ではなく常に新しい取り組みをしている」という励みになるお言葉をいただいた。

「今後は現場職員の育成として千住介護福祉専門学校に講師派遣も検討したい」という意見もいただいたが、出向料、講師派遣料の支払いなどの人件費について、学校の経営状況を考慮する必要がある。現場と共に教育内容のブラッシュアップをしていくために、例えば現場職員が研修講師として担当した講義の録画を教材する提案があった。講師を務める機会が介護職員の育成の場にもなるため、現場の教育担当者を交えて検討を進めることとした。

また、「他職種連携をテーマとする授業は少ないのではないか。現場ではあらゆる専門家が共に仕事をし、それぞれが計画を立ててケアを提供する。重層的支援の必要性が高まる中、分野を超えて多職種、他事業所との連携が重視されている。葛藤や不全感を抱くことも含め、教育していく必要はあるだろう」という意見もいただいた。東葛看護学校と連携し、多職種で構成されるチームの一員として活躍できるような教育実践の検討を進めることとした。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- * 介護福祉士として、介護現場の中核的な役割(マネジメント)を果たすことができる実践力を養う。
- * 予防から終末期まで多職種とも連携し、利用者を中心に据えたチームケアを提供できる介護専門職の育成を行う。
- * 在宅、施設を問わず、複雑化、多様化する介護ニーズ(認知症高齢者、独居高齢者、障害児者、要支援家族など)への対応力を向上させる。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

* 最新の福祉用具を用いて実技演習が行えるよう、福祉用具販売事業者と連携し多数の福祉用具に触れられるようにしている。

* 実習前後に実習先の介護職員が授業に参加している。実習の意義や目的、実践内容について説明をしていただき、学生が意欲的に実習に取り組めるような授業を行っている。実習後には学生が実習での学びを発表する場を設け、現場職員と共に実習の振り返りを行った。

* 現場職員から事例を提供していただき、学生と介護職員とで事例検討を行った。実際に提供されているケアとその根拠を学び、また、学生からもケアの提案がなされた。現場職員からは実践に活かせるような提案があり充実した授業が実施できたと評価いただいた。

* 当事者が監修したVR教材を用いて、当事者の疑似体験を行い、介護される立場での視点からケアのあり方を考察した。

* 連携法人から紹介していただいた、利用者(患者)を講師に招き、ご講義いただいた。当事者の背景や困りごとを傾聴し、利用者の尊厳を守り、人権を尊重したケアのあり方を考察した。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
介護実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	地域における生活支援の実践・多職種協働の実践	医療法人財団健和会・社会福祉法人すこやか福祉会・医療法人財団アカシア会・社会福祉法人敬仁会・株式会社大起エンゼルヘルプ 他2法人
介護実習Ⅱ-1	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	利用者とのコミュニケーションにより、利用者の意向や思いを知り、利用者の日々の生活を理解する	社会福祉法人敬仁会、医療法人財団健和会、社会福祉法人共生会、社会福祉法人すこやか福祉会、社会福祉法人救世軍社会事業団 他1法人
介護実習Ⅱ-2	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	利用者の生活を知り、生活ニーズについて把握し、介護過程の展開を行う。	社会福祉法人敬仁会、医療法人財団健和会、社会福祉法人共生会、社会福祉法人救世軍社会事業団、医療法人財団健康文化会 他5法人
介護実習Ⅱ-3	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	利用者の生活を知り、生活ニーズに応じた介護技術、介護過程の展開を実践する。心身両面での自立支援について理解し、場面に応じた介護を行う。	社会福祉法人敬仁会、医療法人財団健和会、社会福祉法人共生会、社会福祉法人すこやか福祉会、医療法人財団健康文化会 他5法人
生活支援技術Ⅱ	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	利用者が生活を送る上で必要な調理、被服、洗濯、掃除、レクリエーション、居住環境整備の基本を理解し、その支援を実践できる。	一般社団法人給食共同サービスリップル

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

学校関係者評価委員会並びに教育課程編成委員会からのご意見、検討内容の他、介護福祉業界の動向をもとに、現在教員に不足している知識、技術、技能に関する研修や、教育的資質に関する研修を研修規定に則って実施する。現在は、主に介護福祉業界団体や公益社団法人東京都専修学校各種学校協会が主催する研修に参加している。地域の福祉・医療法人が開催する最新の技術・知識を習得するための研修に参加し、授業への展開やオリジナル教材等の開発に役立てることを基本方針とする。

【研修の目的】

研修は、教職員に対し、企業及び研修機関等と連携し、専攻分野における実務に関する能力、授業及び学生の指導力、学校運営や教育マネジメント等の専門性の修得及び向上を図ることを目的とする。

【学校長の責務】

①学校長は、教職員に必要な研修を把握するとともに研修計画を立て、その研修計画に基づく研修の実施に努め、教職員に研修を受ける機会を与えなければならない。

②学校長は、研修を実施するに当たっては、研修の効果を高めるために教職員の自己啓発の意欲を発揮させるように配慮しなければならない。

③学校長は、必要と認めるときは、他の機関に委託して研修を行うことができる。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	東都協議会制度教育	連携企業等:	東都保健医療福祉協同組合
期間:	2024年9月5日	対象:	専任教員
内容	「社会保障」「接遇」他		
研修名:	第21回協議会介護活動交流集会	連携企業等:	東都保健医療福祉協同組合
期間:	2024年12月21日	対象:	専任教員
内容	「サービスの質の向上の取り組み」		
研修名:	東部東葛ブロック 医療福祉活動交流集会	連携企業等:	東京民医連 東部東葛ブロック
期間:	2025年2月22日	対象:	専任教員
内容	「業務効率向上の工夫」		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	留学生に対する生活指導等講習会	連携企業等:	東京都
期間:	2024年7月17日	対象:	専任教員
内容	「適切な入学選考」「在籍管理」「帰国指導」		
研修名:	関東信越ブロック教員研修会	連携企業等:	介護福祉士養成施設協会
期間:	2024年9月24日	対象:	専任教員
内容	「新しい時代の介護福祉士の専門性に基づく教育体系の在り方」「外国人・留学生教育」		
研修名:	留学生担当教職員研修会	連携企業等:	東京都専修学校各種学校協会
期間:	2025年2月26日	対象:	専任教員
内容	「留学生に対するメンタルヘルスケア」		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	認知症基礎講座	連携企業等:	東都保健医療福祉協同組合
期間:	2025年9月～3月 1回	対象:	専任教員
内容	認知症サポーター養成講座		
研修名:	協議会介護活動交流集会	連携企業等:	東都保健医療福祉協同組合
期間:	2025年11月22日	対象:	専任教員
内容	「地域連携・多職種連携」		
研修名:	介護教員講習会	連携企業等:	介護福祉士養成施設協会
期間:	2025年8月25日26日29日、9月14日	対象:	専任教員
内容	専門基礎分野		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	第31回日本介護福祉教育学会	連携企業等:	日本介護福祉士養成施設協会 介護福祉教育推進委員会、千葉県介護福祉士養成施設協議会
期間:	2025年9月12日	対象:	専任教員
内容	「学生の多様性に応じた介護福祉士養成教育の実践と今後の教育の在り方」		
研修名:	介護過程Ⅲフォローアップ研修	連携企業等:	一般財団法人 長寿社会開発センター
期間:	2025年10月23日	対象:	専任教員
内容	「テキストに基づくフォローアップ研修」		
研修名:	令和7年度全国教職員研修会	連携企業等:	介護福祉士養成施設協会
期間:	2025年10月31日(金)・11月1日(土)	対象:	専任教員
内容	「介護福祉の原点を振り返る中で、世界の動向から未来を見据えた介護福祉の魅力を考える」		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

より実践的な職業教育の質を確保するため、教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果を評価することを通し、学校運営の改善に生かすことを方針とする。

委員会は、自己評価の進捗状況に応じ次年度の計画策定までの間に1回以上開催するものとする。教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

〔審議事項〕

委員は、「専修学校における学校評価ガイドライン」(平成25年3月 文部科学省生涯学習政策局)に準拠した学校評価による自己評価結果について審議し、意見と助言を述べる。

(1) 本校が行った自己評価の結果を踏まえた評価

(2) その他学校関係者評価に必要な事項

〔委員会委員〕

委員会は、本校教職員以外の者で、次の掲げる区分から校長が委嘱する3人以上の委員により構成する。

(1) 関連業界関係者1人

(2) 卒業生または保護者の代表1人

(3) 教育に関し知見を有する者1人

(4) その他教育に関する有識者1人

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標・育人人材像
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学習成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の受入れ募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価結果は、理事会や学内の運営会議などの意思決定機関にフィードバックされ、翌年度の重点課題等への反映及び、具体的な取り組みに落とし込んでいく。

○「卒業生・社会人」について、社会人のための通信制も含めリカレント教育を行ってはどうかという意見をいただいた。実施について検討を行った。なお、今後も検討していくこととした。

○「施設・設備等」について、施設の改築、改修等について具体的な計画策定が必要であるという意見をいただいた。具体的な計画を策定していくこととした。

○「関係法令、設置基準等の遵守」について、ハラスメント規程はあるが、虐待防止対応に関する規程がない。虐待内容及び原因を調査し、解決策を検討するためにも規程は設けた方がよい。またその際には、虐待を行ったとされる側の権利擁護も含めた内容で作成されるとよいという意見をいただいた。年度内中に検討を行なうこととしている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
山田 かおる	医療法人財団 東京勤労者医療会 勤医 会東葛看護専門学校	令和7年4月1日～令和8年3月 31日(1年)	教育に関し知見 を有する者
三輪田 達	医療法人財団 アカシア会 本部	令和7年4月1日～令和8年3月 31日(1年)	関連業界関係 者
渡辺 潤	文京区役所、全国公的扶助研究会	令和7年4月1日～令和8年3月 31日(1年)	教育に関し知見 を有する者
関 由成	社会福祉法人 すこやか福祉会 葛飾 やすらぎの郷	令和7年4月1日～令和8年3月 31日(1年)	卒業生の代表

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他()

URL: <http://senju-kaigo.jp/disclosure/>

公表時期: 令和7年8月31日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に則って情報提供を行うことを基本方針とし、本校に関する学生、保護者及び地域住民その他関連企業の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	(2)学科の教育
(3)教職員	(3)教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)様々な教育活動・教育環境
(6)学生の生活支援	(6)学生の生活支援
(7)学生納付金・修学支援	(7)学生納付金・修学支援
(8)学校の財務	(8)学校の財務
(9)学校評価	(9)学校評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他(冊子※校内にて閲覧可))

URL: <http://senju-kaigo.jp/disclosure/>

公表時期: 令和7年8月31日

授業科目等の概要

#REF!

	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			人間の尊厳と自立	人間の理解を基礎として、尊厳の保持と自立について理解し、介護福祉の倫理的課題への対応能力の基礎を養う学習とする。	1前	30	2	○			○			○	
2	○			人間関係とコミュニケーション	(1) 対人援助に必要な人間の関係性を理解し、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を習得する学習とする。 (2) 介護の質を高めるために必要な、チームマネジメントの基礎的な知識を理解し、チームで働くための能力を養う学習とする。	1通	60	4	○	△		○		○	○	
3	○			人間の生活と社会保障	個や集団、社会の単位で人間を理解する視点を養い、生活と社会の関係を体系的に捉える学習とする。また、日本の社会保障の基本的な考え方、しくみについて理解する学習とする。	1後	30	2	○			○			○	
4	○			社会保障と制度	高齢者福祉、障害者福祉及び権利擁護等の制度・施策について、介護実践に必要な観点から、基礎的な知識を習得する学習とする。また、対象者の生活の場としての地域という観点から、地域共生社会や地域包括ケアの基礎的な知識を習得する学習とする。	2通	30	2	○			○			○	

5	○			生活保護入門	「生活保護」を基軸に、生活保護の背景にある、日本の貧困や格差問題等についても理解を深めます。	1通	30	2	○				○	○		○
6	○			人間の営みとアクティビティケア	「人間」の理解をすすめるにあたっては、その人が生きてきた個人史、家族史、生活史などを理解する視点は重要である。各人に共通する歴史背景、社会背景について知り、その上でそれぞれの方々への理解を進めるための基礎とする。そして、暮らしの営みや楽しみに思いを馳せ、高齢になっても、障害をもってもより充実した人生を送っていただくことを援助するための、様々な活動としてアクティビティ・ケアの援助技術を学ぶ。	2通	30	2	△			○	○		○	
7	○			現代社会の理解	現代社会の基礎的問題、構造を知ることによって様々な社会問題を多角的に見つめ、自分自身が現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う。その上で住み慣れた町で、その人らしく生活できる支援をしながら人権を守り、よりよい生き方のサポートとは何かを考えることができる。	1前	30	2	○				○			○
8	○			地域生活と日本の歩み	雇用の不安定化、長時間労働、ブラック企業、貧困、介護・保育不足、地域経済の衰退など、私たちの社会は多くの問題に直面しています。これらの問題はどのような規模で生じ、なぜ起きているのでしょうか。この授業では、現代日本の主要な社会問題の現状と背景を学びながら、それらを克服する社会のあり方について考えます。また、日本の問題のみならず、世界で起きているさまざまな問題についても学んでいきます。	2後	30	2	○				○		○	○
9	○			福祉ニーズと介護福祉士	社会全体の流れの中で社会保障の担い手である介護福祉士に求められる役割が変わってきた。福祉ニーズにおける介護福祉士の役割の変遷を学ぶ。また、介護福祉士像として求められている内容を知り、自らの介護実習体験と校内授業を統合することにより、自らの課題を見つける力を養う。	2後	30	2	○				○		○	○

10	○			介護情報処理 Ⅰ	日常生活や介護業務・現場においても、パソコンは日常的に使用されており、基礎的な操作能力の習得は必須なものとなっている。利用者情報、介護計画書、経過記録等の介護記録作成、事例研究のまとめや研究発表などにも活用されている。この科目では、介護業務に必要な情報をまとめたり、情報伝達に必要なコミュニケーション能力の基礎として、パソコン及びソフトの基本操作を習得し、活用できることを目的とする。	1通	16			○		○			○		
11	○			介護情報処理 Ⅱ	日常生活や介護業務・現場においても、パソコンは日常的に使用されており、基礎的な操作能力の習得は必須なものとなっている。利用者情報、介護計画書、経過記録等の介護記録作成、事例研究のまとめや研究発表などにも活用されている。この科目では、介護業務に必要な情報をまとめたり、情報伝達に必要なコミュニケーション能力の基礎として、パソコン及びソフトの基本操作を習得し、活用できることを目的とする。	2通	14	1		○		○			○		
12	○			介護の基本Ⅰ	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。	1通	90	6	○	△		○	○	○	○		
13	○			介護の基本Ⅱ	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。	2通	90	6	○	△		○	○	○	○		
14	○			コミュニケーション技術Ⅰ	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。	1通	30	1	△	○		○		○			

15	○			コミュニケーション技術Ⅱ	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。	2前	30	1	△	○		○			○
16	○			生活支援技術Ⅰ	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。生活支援技術Ⅰでは、利用者支援を学ぶ土台作りとして、「移動」「身支度」「食事」「排泄」「入浴」など、あらゆる生活行為を成り立たせているところとからだの働きに気づくこと、人間の生活と家族や住まいについて理解を深めることをねらいとする。	1前	92		△	○		○		○	○
17	○			生活支援技術Ⅱ	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。生活支援技術Ⅱでは、機能低下による利用者の不安や不自由な気持を理解し、自立した生活を送るための支援方法を学び実践できること、生活を送る上で必要な調理、被服、洗濯、掃除、レクリエーション、居住環境整備の基本を理解することをねらいとする。	1後	120	12	△	○		○		○	○
18	○			生活支援技術Ⅲ	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。生活支援技術Ⅲでは、複合的な機能低下などあらゆる場面において、補助器具や環境整備を含め、利用者が主体的な生活を送ることを実現するための支援について学び実施できることをねらいとする。人生の最終段階における介護にあたっては、利用者の幸せとは何かを捉える力を養い、利用者と家族の状況について、共感的に受け止めた支援技術を提供することを理解する。	2通	148		△	○		○		○	○
19	○			介護過程Ⅰ	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。介護過程Ⅰでは、利用者理解を図りながら、必要な情報収集を行い、その情報の分析・解釈に基づいて介護内容や方法を計画し、実施・評価する一連の過程を理解する。	1前	30	1	△	○		○		○	

20	○		介護過程Ⅱ	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。介護過程Ⅱでは、事例演習を多く取り入れ、個別の生活課題や潜在能力を引き出すためのアセスメント、自立支援に沿った介護計画の立案・実施・評価について理解する。	1後	60	2	△	○		○		○		
21	○		介護過程Ⅲ	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。介護過程Ⅲでは、実習事例による演習を多く取り入れ、個別の生活課題や潜在能力を引き出すためのアセスメント、自立支援に沿った介護計画の立案・実施・評価、他職種協働によるチームアプローチの必要性を理解する。また、終末期における介護など、様々な状況に応じた介護過程展開の理解をねらいとする。	2通	60	2	△	○		○		○	○	
22	○		介護総合演習Ⅰ	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。授業で学んだ事を実習で実践できるようになることが目的である。介護実習前のオリエンテーションで実習に臨む姿勢を整える。実習中の帰校日に、課題の確認や悩みの解決を行い、実習が順調に進むようにする。実習後は振り返りを通して、実習での学びを深める。個別の学習到達状況に応じた個別指導で、学生が自分のペースで学べるようにする。	1通	72		△	○		○		○		
23	○		介護総合演習Ⅱ	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。授業で学んだ知識を踏まえた介護を、実習において実践できることが目的である。介護実習前のオリエンテーションで実習に臨む姿勢を整える。実習中の帰校日に、課題の確認や悩みの解決を行い、実習が順調に進むようにする。実習後は振り返りを通して、実習での学びを深める。実習Ⅱ-3の事例検討で、自分の介護の理論的根拠を振り返り、適切な介護のために必要なことを考えることが出来る。	2通	70	4	△	○		○		○		
24	○		介護実習Ⅰ	地域における様々な場において、利用者一人ひとりの生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。本人の望む生活の実現に向けて、個別ニーズに合わせた支援を行うため、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。また、日常生活を豊かにするための各種の住環境設備や介護機器の知識と活用方法、介護を担っている家族の援助、介護指導の方法について学ぶ。	2通	80				○		○	○	○	○

25	○		介護実習Ⅱ－1	地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。また本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程の一連の流れを理解する。	1通	64	10			○		○	○		○
26	○		介護実習Ⅱ－2	地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	1通	160				○		○	○		○
27	○		介護実習Ⅱ－3	地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	2通	168				○		○	○		○
28	○		こころとからだのしくみⅠ	こころとからだの両面から利用者の状態をみて、その状態を引き起こす要因や、根拠となる知識について学ぶ。こころとからだは相互に影響し合い、意欲や行動などに影響を及ぼすことを学ぶ。 また、介護実践を行う上で基本となる利用者の尊厳、尊重と自立とは何かを考える能力を養う。 さらに、基本的な人体の構造や機能について学び、その人が望む環境の中で安全に「活動」「参加」し続けられるよう支援できる介護の基礎を学ぶ。	1前	30	8	○			○		○	○	
29	○		こころとからだのしくみⅡ	こころとからだの両面から利用者の状態をみて、その状態を引き起こす要因や、根拠となる知識について学ぶ。こころとからだは相互に影響し合い、意欲や行動などに影響を及ぼすことを学ぶ。 また、介護実践を行う上で基本となる利用者の尊厳、尊重と自立とは何かを考える能力を養う。 さらに、基本的な人体の構造や機能について学び、その人が望む環境の中で安全に「活動」「参加」し続けられるよう支援できる介護の基礎を学ぶ。	1後、2通	90		○			○		○	○	

30	○			発達と老化の理解	人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。	1通	60	4	○				○	○	○	○	
31	○			認知症の理解 I	認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	1後	30	2	○				○		○	○	
32	○			認知症の理解 II	認知症のある人の心の変化、生活面への影響、支える家族の心の変化や生活面への影響について理解し、その支援のあり方を思考できる知識を身につける。 認知症のある人が尊厳を持ち、「その人らしく」暮らしていくために、支援にあたる人たちの認知症の病気の理解と日常生活への影響を理解し、それら行動・心理症状を緩和するための個々のケアのあり方について学ぶ。	2前	30	2	○				○		○		
33	○			障害の理解 I	障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	1前	30	2	○				○		○	○	
34	○			障害の理解 II	障がいのある人の体験を理解した上で、障がい及ぼす心理的影響や障がいの受容、日常生活への影響を学ぶ。また障がいのある人の特性を踏まえたアセスメントを行い、自立へ向けた支援を行うために、地域におけるサポート体制や多職種協働のあり方、家族への支援についても学習する。	1後	30	2	○				○		○		

[illegible]

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	卒業の認定は、学則にある各年次の学科の養成課程に示す科目をすべて履修しなければならない。認定が受けられなかった者の中で、特別補講等により、特定の科目を修得した者、または出席すべき時数に達し得た者が上記の基準を満たしたと判断される場合、遅れて卒業を認定することができる。	1 学年の学期区分	2 期
履修方法：	各科の履修認定及び認定試験を受けるために必要な出席時間数は、次のとおりである。① 社会福祉専門課程は学則に定める授業時間数の3分の2以上とする。なお「医療的ケア」「医療的ケア演習」については、厚生労働省「喀痰吸引等研修実施要項」の評価基準に従う。②介護実習については、学則に定める授業時間数の5分の4以上とする。 各科目の成績は、定期または随時に行う試験及びレポート・作品その他にもとづいてそれぞれの科目担当教員が認定する。各科目の評価は、A（100～85点）・B（84～70点）・C（69～60点）・D（59点以下）の4等級をもって表しDは不合格とする。	1 学期の授業期間	20 週

(留意事項)